

行政文書公開決定等期間延長通知書

3 観名保第 138 号
令和 3 年 11 月 10 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和 3 年 10 月 27 日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり公開決定等の期間を延長することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	1. 名古屋城天守閣復元事業の件で、名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所が名古屋市住宅都市局建築審査課と協議した内容がわかるもの・配布資料（名古屋城総合事務所保有分） 2018/2/9 分 2. 名古屋城天守閣復元事業の件で、名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所が名古屋市消防局と協議した内容がわかるもの・配布資料（名古屋城総合事務所保有分） 2017/5/30～2018/3/19 分
名古屋市情報公開条例第 11 条第 1 項の規定による決定期間	令和 3 年 10 月 27 日 から 令和 3 年 11 月 10 日 まで
延長する期間	令和 3 年 11 月 11 日 から 令和 3 年 12 月 10 日 まで
延長の理由	一時的な業務量の増大により名古屋市情報公開条例第 11 条 1 項に定める期間内に公開決定を行うことが事務処理上困難であるため。
備考	<期間の延長決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488